

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成31年1月10日

-第7号-

消費生活トラブル情報

注目!

オンラインゲームのトラブルに注意!!

相談事例



インターネットの広告に「無料」とあったオンラインゲームを始めたところ、面白くて夢中になっていた。ゲーム自体は無料だが、有料アイテムを手に入れるため、つい課金を繰り返してしまった。後日、ポケット通信費と1つ500円で多数購入した有料アイテムの代金として約9万円の請求書が届いた。(高校生 女性)

アドバイス



- 無料とされているオンラインゲームには、有料のアイテムを購入しないとゲームを楽しめないものがあります。このため、一度アイテムを購入してゲームの楽しさが分かると、どんどん課金をしてしまう恐れがあります。
- また、通信費用も別途掛かります。
- ゲームに夢中になる前に、どこまでが無料で、どこから有料になるのか、利用規約をしっかりと読んだ上で利用しましょう。

困ったときは
188(局番なし)



参照先：消費者庁HP http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_007/pdf/06_moshitora-w_1.pdf

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

『成年年齢の引下げ』で何が変わるの？

「成年」とは

○単独で法律行為ができる年齢のこと。現行の民法第4条には、「年齢二十歳をもって、成年とする。」と規定されています。



成年になると、親権者(保護者等)の同意なしで契約ができます。

成年年齢の引下げ

○民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が **20歳** → **18歳** になります。
※2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方は、その日に「新成人」になります。

成年年齢の引下げで変わるもの・変わらないもの

18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る など
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士などの国家資格を取る
- 民事裁判を一人で起こすことができる
- 結婚
 - 女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



参照：政府広報オンライン<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど